青森県輸出・海外ビジネス戦略マーケット調査業務企画提案審査基準

（目的）

第１　この基準は、青森県輸出・海外ビジネス戦略マーケット調査業務について、各提案者からの企画提案の評価に関する基準を定めることを目的とする。

（評価の方法）

第２　評価は、企画提案書の内容に基づき行う。

（評価方法）

第３　青森県輸出・海外ビジネス戦略マーケット調査業務の企画提案書類審査の審査員は、次の項目について評価を行い点数化し、その合計を各審査員の評価点とする。（１００点満点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 実施体制 | マーケット調査業務に合理的かつ適切に対応できる実施体制を整えているか。 | ２０ |
| 国別輸入数量調査方法 | 調査対象品目及び対象国・地域ごとの国別輸入数量の調査に使用するデータや集計方法等はマーケット状況を把握する根拠として適切なものとなっているか。 | ２０ |
| 市場価格状況調査方法 | 調査対象品目及び対象国・地域ごとの市場価格状況調査の対象となる店舗は現地のマーケット状況をするうえで適切な選定となっているか。調査方法は合理的かつ適切に調査できるものとなっているか。 | ３０ |
| スケジュール | 業務の全体スケジュールは無理のない工程となっているか。 | １０ |
| 事業実績 | 事業実績は、本業務の実施に十分なものであるか。 | １０ |
| コストの妥当性 | 業務規模と大きくかけ離れている場合、または、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。 | １０ |

（選定方法）

　第４　各審査員の評価点数を提案者ごとに集計した結果をもとに、総得点上位１位となる提案者を契約予定者として選定する。なお、上位１位となる提案者が複数ある場合は、審査員の合議により決定する。

　　　また、提案者が１者のみの場合は、審査員の合議により契約予定者としての選定の可否を判断

する。